

経済産業省告示第九十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等を次のように定め、平成二十二年四月十四日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）は、平成二十二年四月十三日限り、廃止する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等は次のとおりとする。

一 宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引

二 非居住者との間で行う金融に関する役務取引であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五

号)で定めるものをいう。( )に寄与する目的で行うもの

三 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引であつて、当該売買、貸借又は贈与に係る貨物の原産地、船積地域又は仕向地が北朝鮮であるもの

#### 附 則

第三号の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。